

平成 19 年 4 月 26 日

各 位

**船 井 電 機 株 式 会 社**

代表者名 執行役社長 船井 哲良  
 (コード番号 6839 東証・大証第一部)  
 問合せ先 IR・広報部 高中 直幸  
 (TEL. 072-870-4395)

**通期業績予想の修正に関するお知らせ**

平成 19 年 2 月 5 日の第 3 四半期業績発表時に公表いたしました業績予想を下記のとおり修正致します。

記

業績予想数値の修正 (平成 18 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 3 月 31 日)

【連 結】

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	(過年度法人 税等控除前) 当期純利益	(過年度法人 税等控除後) 当期純利益
前回発表予想 (A)	395,000	25,800	31,000	17,400	17,400
今回修正予想 (B)	396,700	20,700	26,500	15,500	3,600
増 減 額 (B-A)	1,700	5,100	4,500	1,900	21,000
増 減 率 ( % )	0.4	19.8	14.5	10.9	-
(ご参考) 前期実績 (平成 18 年 3 月期)	360,885	23,305	27,461	-	21,596

【連結業績予想修正の理由】

売上高は、情報機器、映像機器ともに堅調に推移し、計画をやや上回る結果となりました。

他方、利益面では、販売子会社であるフナイヨーロッパにおいて欧州市場での液晶テレビ等が予想以上の市場価格下落となり、第 4 四半期で発生見込みの在庫評価減等の損失 34 億円を特別損失として検討しておりましたが、これを最終的に営業費用として計上したことを含めて通年で 75 億円の営業損失が発生したことにより営業利益が大きく低下いたしました。

また、当社において米国向けの平成 19 年 1 月 ~ 3 月の出荷が落ち込んだことによる影響も反映しております。

この他、既に平成 19 年 4 月 9 日に発表したとおり、タックスヘイブン対策税制を適用された追徴税額 191 億円 ( 附帯税を含む ) について、日本公認会計士協会 ( 監査・保証実務委員会 ) より、平成 19 年 3 月 8 日付けで、監査・保証実務委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」の改正が公表され、追徴税額については原則的に追徴を受けた事業年度の費用として処理する方法が明文化されました。明文化された文言についてみずす監査法人と協議を重ね、最終的に今回公表された委員会報告第 63 号に従って

「長期仮払税金」を取り崩し、当事業年度において「過年度法人税等」として処理することとした結果、当期純損失となりました。

【単 独】

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	(過年度法人 税等控除前) 当期純利益	(過年度法人 税等控除後) 当期純利益
前回発表予想 ( A )	352,500	17,100	17,000	8,400	8,400
今回修正予想 ( B )	336,900	15,500	17,300	1,000	20,100
増 減 額 ( B - A )	15,600	1,600	300	9,400	28,500
増 減 率 ( % )	4.4	9.4	1.7	-	-
(ご参考) 前期実績 (平成 18 年 3 月期)	313,194	14,384	17,177	-	11,161

【単独業績予想修正の理由】

売上高、営業利益の減少の理由は、米国向けの平成 19 年 1 月～3 月の出荷が落ち込んだことが主な理由であります。

当期純利益につきましては、販売子会社であるフナイヨーロッパで多額の損失が発生し財政状態が悪化したことに伴い、同社に対する債権の一部について貸倒引当金 58 億円の設定をしたこと及び、出資金 27 億円について減損処理を実施したことにより合計 85 億円を特別損失として計上いたしました。また、連結業績予想修正の理由にも記載したとおり、タックスヘイブン対策税制を適用された追徴税額 191 億円 ( 附帯税を含む ) について、「長期仮払税金」を取り崩し、当事業年度において「過年度法人税等」として処理したことにより当期純損失となりました。

なお、追徴税額の会計処理は、現在進行中の取消訴訟に対する当社の方針には一切関係なく、今後も訴訟等で当社の正当性を主張していく所存であります。

また、欧州市場につきましては市場価格下落への対応も目処がついたため、今後は適正利益を確保しつつ拡販政策を推進する方針であります。

(注) 業績予想は、現時点で入手した情報に基づき判断したものでリスクや不確実性を含んでおります。

主要市場である米国をはじめ、海外の経済情勢の変化や製品価格の急激な変化などにより実際の業績見通しと異なることがあります。

以 上

監査・保証実務委員会報告第 63 号「諸税金に関する会計処理及び表示に係る監査上の取扱い」に基づき、追徴税額について「長期仮払税金」を取り崩し、当事業年度において「過年度法人税等」として処理いたしましたが、従来の方法によった場合の当期純利益を示しております。